

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成27年4月16日(2015.4.16)

【公表番号】特表2014-511234(P2014-511234A)

【公表日】平成26年5月15日(2014.5.15)

【年通号数】公開・登録公報2014-025

【出願番号】特願2013-554821(P2013-554821)

【国際特許分類】

A 6 1 F 2/07 (2013.01)

A 6 1 F 2/90 (2013.01)

【F I】

A 6 1 F 2/07

A 6 1 F 2/90

【手続補正書】

【提出日】平成27年2月24日(2015.2.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

血管奇形の処置のためのメンプランインプラントであって、前記インプラントが処置されるべき血管内に血管内法によって植え込まれ、前記メンプランインプラントが拡張可能なステント(4)及び前記ステント(4)に結合されたメンプラン(2, 3, 5, 11)を有し、前記メンプラン(2, 3, 5, 11)が前記ステントのメッシュを少なくとも中央領域において覆う、メンプランインプラントにおいて、前記メンプラン(2, 3, 5, 11)がプラスチック原纖維を含む不織布の形態で与えられ、前記メンプラン(2, 3, 5, 11)が前記ステント(4)との結合を形成し、少なくとも一部分は、多孔質構造を有し、前記メンプランが前記血管の壁に面する外層を有し、前記外層がスポンジ状構造を有することを特徴とするメンプランインプラント。

【請求項2】

前記メンプラン(2, 3, 5, 11)が、多層構成であることを特徴とする請求項1に記載のメンプランインプラント。

【請求項3】

ポリカーボネートウレタンのメンプラン(2, 3, 5, 11)を有することを特徴とする請求項1に記載のメンプランインプラント。

【請求項4】

前記メンプラン(2, 3, 5, 11)のエレクトロスピニングによって得られることを特徴とする請求項1に記載のメンプランインプラント。

【請求項5】

多段階エレクトロスピニングプロセスによって得られ、第1段階において内層メンプラン(3)がコア上に作製され、前記ステント(4)が前記メンプラン上に取り付けられ、続いて外層メンプラン(2)が配されて前記内層メンプラン(3)に結合され、その後に前記インプラントが前記コアから分離されることを特徴とする請求項4に記載のメンプランインプラント。

【請求項6】

前記メンプラン(2, 3, 5, 11)が前記ステント(4)のウェブを全側面で包埋す

ることを特徴とする請求項1に記載のメンプランインプラント。

【請求項 7】

前記メンプランが、実質的に水密で平滑な構造の内層（3）を有することを特徴とする請求項1に記載のメンプランインプラント。

【請求項 8】

前記外層が $10 \mu m$ と $400 \mu m$ の間の層厚を有することを特徴とする請求項1に記載のメンプランインプラント。

【請求項 9】

前記外層が、前記メンプラン内に、径が $1 \mu m$ と $100 \mu m$ の間の範囲にある細孔を有することを特徴とする請求項1に記載のメンプランインプラント。

【請求項 10】

前記ステント（4）が形状記憶材料でつくられた自己拡張ステントであることを特徴とする請求項1に記載のメンプランインプラント。

【請求項 11】

前記ステントがニチノールまたは三元ニッケル・チタン合金からなることを特徴とする請求項10に記載のメンプランインプラント。

【請求項 12】

前記メンプラン（2，3，5，11）が少なくともその外層（2）に医薬物質を収容することを特徴とする請求項1に記載のメンプランインプラント。

【請求項 13】

前記医薬物質が抗炎症効果または抗狭窄効果を有することを特徴とする請求項12に記載のメンプランインプラント。

【請求項 14】

前記メンプラン（2，3，5，11）がX線不透過性造影剤を収容することを特徴とする請求項1に記載のメンプランインプラント。

【請求項 15】

前記ステント（4）の少なくとも外側に密着促進層が設けられることを特徴とする請求項1に記載のメンプランインプラント。

【請求項 16】

前記細孔の径が $10 \mu m$ と $50 \mu m$ の間の範囲にあることを特徴とする請求項9に記載のメンプランインプラント。